

## ○ICT 推進委員会細則

(平成 26 年 4 月 1 日細則第 3 号)

改正

### (目的)

第 1 条 この細則は、学校法人日本医科大学 ICT 推進センター組織規則第 7 条に定めるところにより、ICT 推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) ICT 推進センター長
- (2) ICT 推進センター副センター長
- (3) ICT 推進部長
- (4) 日本医科大学大学院医学研究科長
- (5) 日本医科大学医学部長
- (6) 日本医科大学教務部長
- (7) 日本医科大学医学教育センター長
- (8) 日本獣医生命科学大学大学院獣医生命科学研究科長
- (9) 日本獣医生命科学大学獣医学部長
- (10) 日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
- (11) 日本獣医生命科学大学教務部長
- (12) 日本医科大学看護専門学校教務主任
- (13) 日本医科大学附属四病院医療情報センター長及び医療情報室長
- (14) 委員会委員長が指名する者。ただし、委員会と利益相反関係にあるものは指名しない。

### (委員の任期)

第 3 条 前条第 16 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に委員が欠けた場合において、その後任者として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審議事項)

第 4 条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本法人の情報化に関連した中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 本法人に導入された情報通信システム等の活用状況の検証と、活用促進による教育、研究、医療の質の向上及び経営効率の向上に関すること。

(3) 本法人の各部署における情報セキュリティに関する規則、管理運営に関する規則の策定等に関すること。

(4) 学術ネットワークの利用に関して、法令及び本法人の規程等に反する行為が認められた場合の措置に関すること。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、ICT推進センター長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、原則として半年に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席を要する。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席とみなす。

3 委員会は、必要に応じ教職員等に委員会への出席を要請し、審議事項等について意見を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は必要に応じて、委員会での決定事項を理事長に報告する。

(小委員会)

第9条 委員会は、本法人の各部署における情報化に関する重要な課題等について、具体的に審議させるために小委員会を置くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、ICT推進センターが担当する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、常務理事の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。